

ご加入に際して

共済掛金	かがやき福利厚生タイプ・かがやき医療充実タイプ：月々 2,000 円 かがやき緩和告知タイプ：月々 3,000 円
加入資格	被共済者（保障の対象となる方）は、加入日現在、健康でかつ正常に就業されている方、または日常生活を営んでいる方に限ります。 ※かがやき医療充実タイプおよびかがやき緩和告知タイプにご加入の際は、加入申込書記載の告知事項におこたえください。
加入制限	各制度ごとに、被共済者おひとりにつき 1 口
新規加入年齢	かがやき福利厚生タイプ：加入日現在、満 3 歳から満 79 歳まで かがやき医療充実タイプ・かがやき緩和告知タイプ：加入日現在、満 3 歳から満 74 歳まで
満了年齢	満 80 歳（共済契約満了日は、誕生日が属する月の末日となります。）
被共済者の範囲	ご契約者が 法人事業所の場合：代表者/役員/従業員（パート・アルバイト） 個人事業主の場合：事業主（本人）/従業員（パート・アルバイト）/配偶者/親族（2 親等以内の血族、2 親等以内の姻族） 個人の場合：本人/配偶者/親族（2 親等以内の血族、2 親等以内の姻族）
共済金のお支払い	共済金受取人はご契約者となります。他の保険・共済による給付や労災認定の有無に関わらずお支払いします。
共済掛金の払込	ご契約者の指定口座から、加入日が属する月の翌月 27 日より毎月自動引き落としとなります。
共済責任開始日	共済責任開始日は加入日が属する月の翌月 1 日午前零時です。 共済責任開始日より前の事故については共済金のお支払いはできません。
共済期間および契約の更新	共済期間は 1 年間です。 ただし、共済期間満了日から 2 週間前までに特にお申し出のない限り、共済契約は自動更新となります。
組合員資格および出資金	広島県内で事業を実施されている方は当組合の組合員資格があります。組合員資格のある方で、当組合を初めてご利用になる方は、出資金（1 口 100 円）をお預りします。（ご加入にあたっては、10 口 1,000 円以上の出資をお願いしています。） 組合員資格のない方は、一定の範囲内で員外利用していただくことができます。（出資金は不要です。）

全タイプ共通

※次に掲げる作業に従事している間に被った事故については、**共済金のお支払いはできません。**

- 潜水、潜函およびサルベージ等の作業中の事故
- 伐採・造材作業中の事故
- 発破および火薬・爆薬類の製造、花火の製造中の事故
- 採石作業中の事故
- 競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者がその業務に従事している間の事故
- テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業の方がその業務に従事している間の事故
- 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業の方がその業務に従事している間の事故

福利厚生タイプ・医療充実タイプのみ

※次に掲げる作業に従事している間に被った事故については、**共済金は半額となります。**

- 製材、チップ製造作業中の事故
- 地上から 10m 以上の高所作業中における地面等への墜落、転落事故
- 道路工事および道路誘導作業中の交通事故
- 営業用貨物車（4 トン超）を運転もしくは搭乗中の交通事故および荷役作業中の事故
- 坑内、トンネル内および地下工事等の作業中の事故
- タクシー、ハイヤー運転手の運行中の事故
- 船舶乗組員の船上における事故
- 港湾運送事業従事者の荷受け積み込み作業中の事故（ただし、倉庫作業および検品作業に従事している間を除きます。）

ご加入にあたっては、加入申込書添付の「重要事項説明書（契約概要/注意喚起情報）」をご確認ください

お気軽にお問い合わせください

最寄りの商工会へお電話またはご来訪ください

広島県共済へのお問い合わせはこちらまで

広島県共済組合員相談室

0120-708030

（平日 9:00~17:00）

商工会の共済制度 **かがやき** にご加入いただくと **嬉しい特典** が!

特典 01 動画サービス『地域の魅力再発見』

広島県共済公式 YouTube チャンネルで動画を配信しています。楽しいプレゼント企画も!

動画はこちら!



特典 02 Web セミナー

仕事や私生活でも役に立つ Web セミナーにご参加いただけます。

特典 03 広島三越特別優待サービス

お中元・お歳暮ギフトを割引価格でご利用いただけます。
（法人オンラインストアでの購入に限ります。）

特典 04 健康もしもし 24

24 時間年中無休・通話料無料の健康医療相談サービスをご利用いただけます。

特典 05 エルフルアプリ

提携施設でアプリ画面を提示すると、おトクな優待サービスを受けられます。

広島県共済
LINE 公式アカウント



友だち追加
お願いします!

商工会の共済制度

かがやき

福利厚生
タイプ
共済掛金
月々 2,000 円

医療充実
タイプ
共済掛金
月々 2,000 円

緩和告知
タイプ
共済掛金
月々 3,000 円

働く人も、その大切な人も。
みんなで輝く毎日へ。

「かがやき」は、事業を支えるあなたと
そこで働く人たち、そして、そのご家族も大切な存在として守りたい。
そんな想いから生まれた共済制度です。
誰もが安心して、自分らしく輝ける毎日が、無理なく続いていけるように。
「かがやき」は、そんな日々をそっと支えていきます。



■お申し込み・お問い合わせは
県内 34 商工会・広島県商工会連合会

■共済引受組合



つながる力で、安心と成長を
広島県共済

（広島県認可）
広島県中小企業共済協同組合
〒730-0048 広島市中区竹屋町4-17
https://www.kyosai.or.jp

広島県共済組合員相談室 ☎ 0120-708030

福利厚生
タイプ

新規のご加入 満3歳から満79歳までの健康な方 **健康告知不要**

共済掛金 月々**2,000円** 充実のケガ保障だから、従業員の福利厚生に最適
さらに、病気入院時のお見舞金も！

保障内容		満3歳から満80歳まで (満80歳の誕生日が属する月の末日まで)
死亡	交通事故 傷害	500万円
後遺障害	交通事故 傷害	250万円～10万円
入院	交通事故 傷害	1日 7,000円 (1日～100日)
通院	交通事故 傷害	1日 3,500円 (1日～50日)
見舞金	交通事故 傷害	入院して手術を受けたら 一律 3万円
	疾病 <small>※1 ※2</small>	3日以上入院で 一律 3万円

※1 初年度共済契約の共済責任開始日から90日以内の入院については共済金のお支払いはできません。

※2 1共済期間内(1年間)に1回が支払限度となります。

医療充実
タイプ

新規のご加入 満3歳から満74歳までの健康な方

共済掛金 月々**2,000円** ケガの保障はもちろん、三大疾病や生活習慣病
などの病気の入院・通院もしっかり保障！

保障内容		満3歳から満69歳まで	満70歳から満80歳まで (満80歳の誕生日が属する月の末日まで)
死亡	交通事故 傷害	300万円	200万円
	疾病 (高度障害を含む)	100万円	30万円
入院	交通事故 傷害	1日 6,000円 (1日～50日)	1日 3,000円 (1日～50日)
	疾病		
通院	交通事故 傷害 <small>※1</small>	1日 3,000円 (1日～50日)	
	疾病 <small>※2</small>	1日 3,000円 (1日～30日)	

※1 事故の日から90日以内を給付期間として、通院日数50日分が支払限度となります。

※2 連続して5日以上入院し、退院後に通院した場合、退院日の翌日から180日以内を給付期間として、通院日数30日分が支払限度となります。ただし、疾病入院と因果関係のない疾病による通院の場合は、共済金のお支払いはできません。

商工会の共済制度
かがやき

商工会の共済制度『かがやき』は、
個人の方はもちろん、事業所の
福利厚生としてもご利用いただけます。

満80歳まで保障が続く

安心の24時間保障

共済金は契約者にお支払い

共済掛金は全額損金算入OK

※契約者が法人の場合。個人事業主は従業員がご加入の場合、必要経費として処理が可能。

緩和告知
タイプ

新規のご加入 満3歳から満74歳までの健康な方

共済掛金
月々**3,000円**

- 持病がある方や薬を服用している方も加入しやすい緩和型健康告知
- 入院・通院・手術まで幅広く保障！日帰りの外来手術も！
- がん治療にも対応！入院時には手厚い上乗せ保障

保障内容		満3歳から満69歳まで	満70歳から満80歳まで (満80歳の誕生日が属する月の末日まで)
死亡	交通事故 傷害	30万円	
入院	疾病 (高度障害を含む) <small>※1</small>		
	交通事故 傷害	1日 6,000円 (1日～50日)	1日 4,000円 (1日～50日)
がん入院 <small>※2 ※3</small>	疾病 <small>※1</small>	1日 4,000円 (1日～50日)	1日 2,000円 (1日～50日)
	交通事故 傷害 <small>※4</small>	1日 3,000円 (1日～50日)	
通院	疾病 <small>※1 ※5</small>	1日 3,000円 (1日～30日)	
	交通事故 傷害		
手術 <small>※6</small>	交通事故 傷害	【外来】 3万円 (入院日額の5倍)	【外来】 2万円 (入院日額の5倍)
	疾病 <small>※1</small>	【入院】 6万円 (入院日額の10倍)	【入院】 4万円 (入院日額の10倍)
がん先進医療 <small>※2</small>		最高 300万円	最高 200万円

※1 初年度共済契約の共済責任開始日からその日を含めて180日目までの疾病による死亡・入院・通院・外来手術・入院手術については、共済金のお支払いは半額となります。

※2 初年度共済契約の共済責任開始日からその日を含めて180日目までに開始したがん入院およびがん先進医療による療養については、共済金のお支払いはできません。

※3 退院日の翌日からその日を含めて180日以内にその入院と同一の原因または医学上重要な関係がある原因により被共済者が入院した場合、これらの入院は1回の入院とみなして共済金をお支払いします。

※4 事故の日から90日以内を給付期間として、通院日数50日分が支払限度となります。

※5 連続して5日以上入院し、退院後に通院した場合、退院日の翌日から180日以内を給付期間として、通院日数30日分が支払限度となります。ただし、疾病入院と因果関係のない疾病による通院の場合は、共済金のお支払いはできません。

※6 外来手術・入院手術ともに1共済期間(1年間)において請求原因(交通事故・傷害・疾病)ごとにそれぞれ1回が支払限度となります。また、一部支払対象外となる手術があります。